

令和元年 10 月 21 日

文化庁著作権課御中

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する意見

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

侵害コンテンツのダウンロード違法化については、これまで 2009（平成 21）年の著作権法改正（以下「09 年改正」という）及び 2012（平成 24）年の著作権法改正（以下「12 年改正」という）がありました。対象は、音楽及び映像の「違法コンテンツ（私的使用目的であっても、ネット上に違法にアップロードされたコンテンツ）」に限られていました。09 年改正の背景には、当時の音楽ソフト市場が違法配信及び私的複製の影響を受け、6,000 億円超（1998 年）規模の市場が、3,600 億円程度（2008 年）にまで減少したこと、また、若者の間では音楽を無料で取得することがクールであり、金を払って正規に音楽を取得するのは野暮、ダサいという風潮が蔓延していたこともありました。侵害コンテンツをダウンロードして私的複製することは違法ではないという状況を改善し、そして、侵害行為を抑制する効果への期待もあって、音楽及び映像については違法コンテンツのダウンロードが違法化されたのでした。そういう意味では、コンテンツを大切にする、著作権の普及啓蒙活動の点からは、非常に有効であったと思います。ただ、この時点での違法化というのは、あくまでも民事上の違法化だけでした。それから 3 年後、音楽ソフト市場では状況の好転は一向にみられず、日本レコード協会が実施した調査（2011 年）では、違法ファイルのダウンロード数が正規のダウンロード数の 10 倍近くあり、被害総額も 6,683 億円に上ると報告されました。当時の正規のネット配信の売上が 860 億円程度ですから、その 10 倍近くの違法コンテンツのダウンロードがあったと見られていました。このような深刻な被害を食い止めなければならないという危機感から、まずは議員立法の形で音楽及び映像の違法ダウンロードの罰則化が実現しました。この 12 年改正による音楽及び映像の違法ダウンロードの罰則化の導入に対しては、反対の意見あるいは権利者を批判する声も多々あり、また、状況を見極めたうえで検討すべきだとする慎重な意見もあったところです。今回の侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大を検討するにあたっては、まず上述の二つの法改正の趣旨と成立の経緯をよく理解する必要があります。また、法の執行により（期待されていた）

侵害行為を抑制する効果は果たしてどの程度なのか、そして海賊版対策の実行手段としてはどれだけ有効かどうかを、ある程度検証したうえ、とりあえず民事上の違法化にとどめて、刑罰化に関してはもう少し様子を見ながら、柔軟で説得力のある対応があってもいいのではないかと考えています。

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

速やかに対策を実施すべきだと思います。

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

海賊版対策は、もはや待ったなしの状況にあり、喫緊の課題と言えます。そもそも海賊版が広まることによって、どのような問題が生じるのか、また、違法ダウンロード自体を取り締まることが法の目的ではないことを、国民をはじめ、報道機関やインターネット関係者にも丁寧に説明し、正確に認識し、理解してもらうことが肝要であろうと思われまます。文化庁には手続きを速やかに進めて欲しいと思います。ただし、権利者のための制度だという一方的な形で進められるのではなく、利用者の立場にも立って制度全体を見つめ、柔軟に対策を考える必要があるでしょう。クリエイターの保護と文化的所産の公正な利用は、バランスよく実現されなければなりません。この礎をなくしては文化の発展はあり得ないと思われまます。

以上